## 大玉村地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和3年3月3日〕

1	該当箇所	ページ	該当項目		
			計画全体		
	意 見 等	構成機関	佐藤委員		
		西暦から元号 号) と表記す	・ に変更しているが、西暦で統一すべきではないか。どうしても元号を入れたければ、西暦(元 べき。		
	理 由 等 (検討経過)	表記の適正化			
	<u> </u>	ページ	該当項目		
2	該当箇所		第4編 第1章 第1節		
	意 見 等	構成機関	福島地方気象台、福島県(災害対策課)、会津若松市、安達地方広域行政組合消防本部		
		磐梯山の火山	災害警戒区域一覧に会津坂下町を追加すべき		
	理 由 等 (検討経過)	会津坂下町が火山災害警戒地域に指定されため。			
	該当箇所	ページ	該当項目		
			第4編 第1章 第1節 基本方針		
	意 見 等	構成機関	福島地方気象台		
3			・ 明治32〜明治33年に噴火があった。」を、「有史以降は明治32年及び明治33年に噴火があり、明 気噴火では多くの人的被害が発生した。」に修正してはいかがか。		
	理 由 等 (検討経過)	明治32年が重複していること、噴火による被害も発生したことも表記する。			
ページ 該当項目					
	該当箇所	7,-9	該当項目 第4編 第1章 第1節 第1 火山の現況及び基本方針		
		構成機関	福島地方気象台		
4		「仙台管区気			
	理 由 等 (検討経過)	気象庁の組織改正に伴う修正			
		0 0			
	該当箇所	ページ	該当項目		
	意見等	# 十七十份 目目	第4編 第1章 第1節 第1 火山の現況及び基本方針 福島地方気免力		
5		構成機関	福島地方気象台		
		表の項目の「	所在市町村」を「市町村」とするか、県防災計画のように項目行をなしとしてはいかがか。		
	理 由 等 (検討経過)	湯川村や白河	市など、必ずしもその山域に所在していない市町村もあるため。		

## 大玉村地域防災計画の修正案に対する意見等

該当項目

〔令和3年3月3日〕

	該当箇所 	第4編 第1章 第2節 第1 福島県の火山防災協議会		
6		構成機関 福島地方気象台、福島県(災害対策課)		
	意 見 等	表中の名称の、「※安達太良山・吾妻山・磐梯山火山防災協議会(平成26年11月7日設置)」を、「※吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会(平成26年11月7日設置)」に修正する。		
	理 由 等 (検討経過)	3火山合同の協議会名称は、「吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会」が正式であるため		
		ページ   該当項目		
7	該当箇所	第4編 第1章 第2節 第1 福島県の火山防災協議会		
	意 見 等	構成機関 福島地方気象台、福島県(災害対策課)		
		「安達太良山情報連絡系統図」を県防災計画の修正案に差し替えるとともに、県計画の「7 情報の共有等」 や会津若松市の第2編第4章第6節2(2)異常現象等の連絡等に相当する記述が必要ではないか。		
	理 由 等 (検討経過)	図を最新のものにするとともに、図の位置付けを明確にするため。		
		。		
	該当箇所	ページ 該当項目 第4年 第2年 第1 1		
		第4編 第1章 第3節 第1 1 噴火警報等の発表及び伝達		
	意 見 等	構成機関  三浦委員		
8		(5)火山ガス予報の「注)該当する火山は、現在なし。」と記載があるのを削除すべき。		
	理 由 等 (検討経過)	文書の目的を勘案すると,現在の状況を記載するべきではないため。		
		ページ 該当項目		
	該当箇所	第4編 第1章 第3節 第1 1 噴火警報等の発表及び伝達		
	意 見 等	構成機関 福島地方気象台		
8		第1節の記述を大玉村別紙1の内容に修正する。		
	理 由 等 (検討経過)	気象庁要領等の変更による。		
		ページ 該当項目		
	該当箇所	第4編 第1章 第3節 第1 2 噴火警報等の伝達系統		
	意 見 等	構成機関 福島地方気象台		
9		「仙台管区気象台火山監視・情報センター」を、「仙台管区気象台地域火山監視・警報センター」に修正		
	理 由 等 (検討経過)	気象庁要領等の変更による。		

## 大玉村地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和3年3月3日〕

		ページ	該当項目	
10	該当箇所		第4編 第1章 第3節 第1 2 噴火警報等の伝達系統	
	意見等	構成機関	福島地方気象台	
		福島地方気象 上に「◆」を	L 台→県(災害対策課)、県(災害対策課)→大玉村、大玉村→地域住民、登山者、観光客の破線 追加。	
	理 由 等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正		
		ページ	該当項目	
	該当箇所	. ,	第4編 第1章 第3節 第1 2 噴火警報等の伝達系統	
	意 見 等	構成機関	福島地方気象台	
11		ことを明記し 報又は要請等	「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であるたものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通が義務付けられている伝達経路。 備局には、新潟地方気象台から伝達」を追加。	
	理 由 等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正		
ページ   該当項目				
	該当箇所		第4編 第1章 第3節 第2 3避難	
	意 見 等	構成機関	福島地方気象台	
12		「噴火レベル に、」に修正	と連動した防災対応をとるとともに、」を「噴火警戒レベルと連動した防災対応をとるととも する。	
	理 由 等 (検討経過)	表記の適正化		
		ページ	該当項目	
	該当箇所		第4編 第1章 第3節 第2 3避難 (1)避難勧告等	
	意 見 等	構成機関	福島県(災害対策課)	
13		「アー避難準	備」を「ア 避難準備・高齢者等避難開始」に修正	
	理 由 等 (検討経過)	表記の適正化		
	該当箇所	ページ	該当項目	
			第 4 編 第 1 章 第 3 節 第 2 3 (4) 登山規制地点	
	意 見 等	構成機関	福島地方気象台	
14			・ ついては、安達太良山火山防災会議の関係市町村が行う。」との記載は「登山規制については、 山防災連絡会議の関係市町村が行う。」に修正する。	
	理 由 等 (検討経過)	表記の適正化		